企画割引「速旅　春の山梨ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　東京発着山梨県域周遊

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込がなされている場合に限る。以下同じ。）並びに⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を４回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

②　東京発着富士山周遊

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を４回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

③　名古屋発着山梨県域周遊

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を４回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

④　神奈川発着山梨県域周遊

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を４回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑤　神奈川発着富士山周遊

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を４回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普　通　車
東京発着山梨県域周遊	4,700円	5,900円
東京発着富士山周遊	3,300円	4,100円
名古屋発着山梨県域周遊	7,900円	9,900円
神奈川発着山梨県域周遊	6,000円	7,500円
神奈川発着富士山周遊	4,700円	5,900円

⑶　実施する期間

平成28年３月１日から平成28年６月30日まで。ただし、平成28年４月28日から平成28年５月８日までの間を除く。

⑷　適用区間

①　発着エリア

イ　東京発着

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の高尾山インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの区間。

ロ　名古屋発着

中央自動車道西宮線の土岐ジャンクションから一宮ジャンクションまでの区間、第一東海自動車道の豊田ジャンクションから小牧インターチェンジまでの区間、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから美濃関ジャンクションまでの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東ジャンクションから豊田ジャンクションまでの区間並びに一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの区間。

ハ　神奈川発着

第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジから厚木インターチェンジまで及び海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまでの区間並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の寒川南インターチェンジから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジから相模原インターチェンジまでの区間。

②　周遊エリア

イ　山梨県域周遊

中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの区間、中央自動車道西宮線大月ジャンクションから小淵沢インターチェンジまでの区間及び中部横断自動車道増穂インターチェンジから双葉ジャンクションまでの区間。

ロ　富士山周遊

中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの区間及び中央自動車道西宮線大月ジャンクションから一宮御坂インターチェンジまでの区間。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。